

練馬区牧野富太郎ロゴマーク 使用マニュアル



練馬
愛した街
牧野博士が

令和5年（2023年）2月

練馬区環境部みどり推進課

1 ログマークについて

このログマークは、牧野富太郎（以下「牧野博士」という。）および練馬区立牧野記念庭園ならびに練馬区を広くPRし、牧野博士の功績を広く紹介すること、地域の振興につなげることを目的としています。

ぜひ、積極的にご活用ください。

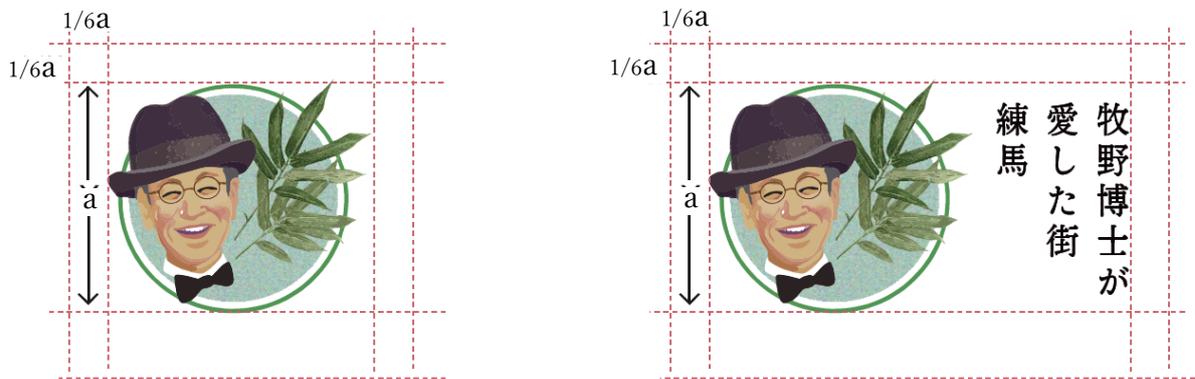
ログマークを使用する場合は、本マニュアルに沿って申請をお願いします。

2 ログマークの種類

	A	B
基本表示		
単色表示		

3 アイソレーション（保護区域）

ロゴの周りには、下記のアイソレーション（保護区域）を確保してください



4 使用例

ロゴマークには「白い縁どり」が付いています。背景色や背景写真の上に配置する場合は、縁どり付きのまま使用してください。





5 権利の帰属

ロゴマークに関する一切の権利は、練馬区に帰属します。

※ 使用書体(フォント)については、既存書体を使用しているため権利の帰属はその限りではありません。

6 使用料・使用期間

1. 使用料

無料です。

2. 使用許可の期間

許可した日から令和6年(2024年)3月31日までです。ただし、使用許可を受けた目的の範囲内で使用する場合は、期間終了後も継続してご使用いただけます。

7 使用の手続き

練馬区ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、郵送またはメール等により練馬区環境部みどり推進課施設係宛てに提出してください。

申請書類の到着後、申請内容等を審査の上、使用を許可する場合は、使用許可通知書とロゴマークのデータを申請者宛てにメールでお送りします。

なお、申請から許可までには、1週間程度のお時間を要します。内容によっては更にお時間を要する場合があります。余裕をもって申請してください。

(練馬区ホームページ)

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/annai/fukei/makinokinenteien/makinologomanual.html>



○様式 (Word形式)

- ・第1号様式 (使用許可申請書兼決定通知書)
- ・第2号様式 (使用許可変更・取消申請書兼決定通知書)

8 使用許可の条件

つぎの項目に該当する(または、該当する可能性がある)場合は、ロゴマークの使用を許可することはできません。

1. 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
2. 練馬区の信用や品位、イメージを損なうおそれがある場合
3. 宗教、政治、思想等に関する活動での使用または特定の個人・団体・民族等への中傷や攻撃を助長もしくは第三者の利益を害するおそれのある場合
4. 利用の目的または内容が暴力団の活動を助長し、もしくは運営に資することとなるものと認める場合 (練馬区暴力団排除条例 (平成24年12月練馬区条例第54号) による)
5. 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
6. ロゴマークに近接して企業名または団体名等を表示することによって、練馬区の公的機関であるような誤解を招くおそれのある場合
7. 練馬区が、特定の個人、企業、団体または商品、サービス、活動等を支援、推奨、公認しているような誤解を招くおそれのある場合
8. ロゴマークを立体物に表現する場合等により、ロゴマークの形状が著しく保持できていないと認められる場合
9. その他練馬区が適切でないと認めた場合

9 遵守事項

1. 使用に当たっては、本マニュアルを遵守してください。
2. ロゴマークを使用した商品等は、商標登録することはできません。
3. ロゴマークは、練馬区が提供する画像データをご使用ください。色やデザインを改変して使用することはできません。ただし、単色表示については他の色（単色に限る）への変更は可能とします。
4. 使用の許可を受けた事項以外の目的にロゴマークを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することはできません。
5. 申請内容に変更が生じたとき、またはロゴマークを使用する必要がなくなったときは、使用許可変更・取消申請書に必要事項を記入の上、練馬区環境部みどり推進課施設係に提出してください。
6. 本マニュアルに反した使用が認められたときは、申請者に対して改善を求めることとし、それに応じない場合は使用許可を取り消します。
7. ロゴマークの使用によって生じた問題・トラブル等について、練馬区は一切関知しないものとします。ロゴマークを使用した商品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、申請者本人の責任で必要な処理を行ってください。
8. ロゴマークの使用により、練馬区に対して不利益もしくは損害を与えた、またはロゴマークの権利を侵害したと認められる者に対して、練馬区は法的措置を講じるものとします。

10 申請・問合せ先

練馬区環境部みどり推進課施設係

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号 練馬区役所本庁舎 18 階

電話:03-5984-1664(直通) FAX:03-5984-1227

Email: MIDORISUISIN07@city.nerima.tokyo.jp